

吉野ヶ里町における保育所等の災害時における臨時休園等のガイドライン

1. 目的

台風、大雨等の自然災害発生時により、人的、物的被害が生じる恐れが高まった場合に、園児、保護者、保育従事者等の安全を守るため、吉野ヶ里町内の保育所、認定こども園における対応について、ガイドラインを定める。

2. 町民がとるべき行動

発令される警戒レベルごとに、町民がとるべき行動が示されており、乳幼児とその支援者は「警戒レベル3」高齢者等避難が発令された時点で避難行動をとるべきとされている。

警戒レベル	町民がとるべき行動	町からの避難情報等
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況であるため、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保
警戒レベル 4	災害が発生するおそれが極めて高い状況であるため、速やかに避難行動をとる。	避難指示
警戒レベル 3	避難に時間を要する人(高齢者、障がいのある人、 <u>乳幼児等</u>)と <u>その支援者</u> は避難する。	高齢者等避難
警戒レベル 2	ハザードマップ等により、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を確認する。	
警戒レベル 1	災害への心構えを高める。	

3. 保育所等の対応

「2. 町民がとるべき行動」を踏まえ、災害時における臨時休園等の基準及び対応について、下記のとおりとする。

①開園時刻までに発令の場合

警戒レベル(避難情報等)	保育施設等	対象の園
レベル5(緊急安全確保) レベル4(避難指示)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該日は休園とする ・施設は保護者へ休園の連絡に努める 	発令対象地区に所在する全ての園
レベル3(高齢者等避難)	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、休園とするが、明らかに気象状況が回復傾向にあり、学校等の開校及び避難解除も予測される場合は、各園の周囲の安全を確認した上で、開園するものとする ・休園決定した施設は保護者へ休園の連絡に努める 	

※開園前に発令が解除されても、しばらくは避難が差し迫った状態にあるため、当該日は休園とする。

②開園時間中に発令された場合

警戒レベル(避難情報等)	保育施設等	対象の園
レベル5(緊急安全確保) レベル4(避難指示) レベル3(高齢者等避難)	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ保護者へ周知している避難場所へ園児をすみやかに避難させる。ただし、他の避難場所又は園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる ・保護者へ、安全を確保しつつ、できるだけすみやかなお迎えの依頼の連絡をするよう努める 	発令対象地区に所在する全ての園

4. 保護者及び施設職員への周知

- ・町は、ホームページ等で当該ガイドラインの周知を行う。
- ・保育施設は、入園児のしおり、園だより、メール配信等で適時の保護者通知に努めるものとする。
- ・保育施設は、緊急時の避難場所、避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等を予め定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。